

## 水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要となりますので、必ず閉栓の届け出をしてください。



○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。○閉栓中であっても定期的に検針を実施しています。メーター以降の水道管などの管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては自己負担となりますのでご注意ください。○検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に障害物などを置かないようお願いします。

**問い合わせ** 水道お客様センター  
☎(20)6400

## 悪質な訪問販売にご注意を

最近、まるで市から委託されたような口ぶりで、水質の調査や浄水器を売りつける訪問販売が発生しています。良心的に営業する業者が多い中、一部の業者が「かたり」や「強引営業」で問題を起こしています。市は直接、給水管の清掃や浄水器の販売・調査・工事などはしていません。必要でない場合や不信に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。  
**問い合わせ** 水道総務課（内線251）  
市消費者相談室（内線186）

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1人年1回
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
出張市民相談	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	祝日を除く
行政相談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
特設人権なんでも相談	8(金) 6/1(月)	午後1時～4時 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所2階201会議室 市役所地下904会議室	電話相談も可（8(金)は内線201、6/1(月)は内線544）、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	14(木) 15(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※14(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火)、 26(火)、6/5(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（内線474）、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(26)3676、祝日を除く
健康相談	11(月)、25(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	15(金)、26(火)、6/2(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可 ☎(25)8200 ※15(金)は司法書士による相談(要予約)、26(火)は女性の相談、6/2(火)は障がい者の相談。
	8(金) 22(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可 ☎(29)1401 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)
	8(金)	午後1時～4時	カガリの郷	要予約 ☎(20)6070、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	7(木)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	13(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン ☎0570(064)370
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談(就職のあっせんはしません)、祝日を除く
おでかけ就労支援相談	26(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労・自立相談	20(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約 ☎(26)9441 (就職のあっせんはしません)
労働相談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）
障がい者就業・生活相談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	15(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



## 国民健康保険

### 特定健康診査受診券を送付

国民健康保険では、40～74歳の国民健康保険加入者に対して、4月中に「特定健康診査受診券」を送付しましたので、28年3月31日(木)の有効期限までに受診してください。

**特定健康診査の内容** メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など ※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険人間ドック」と「特定健康診査」のどちらか一方です。なお、同人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

**同診査の対象者など** 国民健康保険被保険者のうち、実施年度中（4月1日から翌年3月31日）に40～74歳の人に年1回実施（昭和15年9月～昭和16年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可）。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます ※実施場所および受診の方法など詳しくは、受診券に同封の利用の手引きをご覧ください。なお、掲載されている富田林医師会加入の医療機関で受診した場合、総コレステロール、尿潜血などの追加項目健診が受けられます。

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、188）、健康づくり推進課〔☎(28)5520〕



## 講座

### 認知症予防教室

**とき** 6月5日～26日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分（全4回）

**ところ** レインボーホール(市民会館)

**内容** 認知症に関する講義、認知症予防に効果的な運動や食事など

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 30人 **参加費** 無料

**申し込み** 5月26日(木)までにウエルネスけあばるへ ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 5月27日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** 市消防本部

**内容** 医師による認知症に関する講演、交流会

**対象者** 市内在住の認知症の人を介護されている人

**定員** 30人 **参加費** 無料

**申し込み** 5月22日(金)までに高齢介護課（内線196）へ（申し込み多数の場合抽選） ※認知症の人参加される場合は事前にご相談ください。

### 認知症サポーター養成講座

DVDや講話を通じて認知症を分かりやすく学びます。

**とき** 5月19日(火)、午後2時～3時30分

**ところ** 市役所902会議室

**対象者** 市内在住・在勤の人

**定員** 25人 **参加費** 無料

※講座終了後、同サポーターの証となるオレンジリングをお渡しします。

**申し込み** 5月12日(木)までに高齢介護課（内線197）へ（申し込み多数の場合抽選）

### 食中毒予防講座

梅雨に備えて食中毒の予防をしましょう。

**とき** 5月29日(金)、午後1時30分～3時30分 **ところ** 金剛公民館

**内容** 家庭での食中毒予防対策、食中毒の発生原因と諸症状など

**定員** 40人（申し込み先着順）

**参加費** 無料

**申し込み** 5月8日(金)～、金剛公民館へ（電話申し込み可）

### 健康教室「ガンについて～最新の検査方法から治療まで～」

**とき** 6月25日(木)、午後2時～3時

**ところ** 新堂診療所（若松町一丁目19の10） ※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

**内容** ガンの最新の検査方法など

**定員** 30人（申し込み先着順）

**参加費** 無料

**申し込み** 5月18日(月)～、同診療所〔☎(23)3068〕へ



## 相談

### こころの電話相談「すばる」のご利用を

こころの電話相談「すばる」は、男性女性問わず皆さんからのさまざまな悩みを聞いています。

心の中の不安や不満を、一人で悩まないで話してみませんか。あなたの気持ちに寄り添ってお話しを伺います。

秘密は厳守しますので、安心してお電話ください。

◆心の電話相談〔☎(25)8264〕

**とき** 毎週水曜日（祝日は除く）、午前10時～午後3時30分



## 上下水道

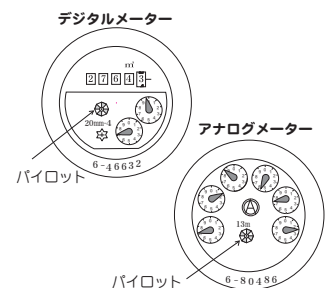
### 水漏れは、早い発見、早い修理

目に見えない場所からの水漏れは、水道メーターを見れば分かります。

水漏れを早期に発見するために、水道メーターを見る習慣をつけましょう。

水漏れの調べ方

- ①宅地内と家中の蛇口を全て閉める
- ②水道メーターを見て、メーター内の銀色の星印（パイロット）が止まっているかを確認する



パイロットが回転していれば、どこかで水が漏れている可能性がありますので、早めに市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へご相談ください（月～金曜日の午後5時30分以降と土・日曜日、祝日は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へ）。

**問い合わせ** 水道工務課（内線257）

## 自動車税の納期限

○自動車税の納期限は6月1日(月)です  
納税通知書記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード(インターネットによる手続き)で納期限までに納めてください。

**問い合わせ** 府自動車税コールセンター〔☎0570(020)156〕

## 障がいのある人の軽自動車税が減免されます

**対象者** 身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者  
※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。  
※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

**届け出** 5月26日(木)までに手帳、印鑑、運転免許証、車検証(原動機付自転車は申告済証)を持参し、課税課または金剛連絡所へ

**問い合わせ** 課税課(内線110)



## 福祉

### 身体障がい者補助犬の貸与希望者を募集

府では、身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、身体障がい者補助犬の貸与希望者を募集します。

**対象者** 満15歳以上(ただし義務教育を修了した人)で、盲導犬は視覚障がい1級、介助犬は肢体障がい1級または2級、聴導犬は聴覚障がい2級の人  
**申し込み** 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申請書に必要事項を記入し押印の上、5月15日(金)(必着)までに

☎540-8570大阪市中央区大手前二丁目  
府自立支援課〔☎06(6944)9176・

FAX06(6942)7215〕へ郵送

※貸与候補者は、補助犬の取得目的や住宅環境などを調査し、選考・決定します。



## 募集

### デイサービスセンターかがりの郷非常勤看護職員募集

**勤務時間** 午前8時45分～午後5時15分(週3～4日、土・日曜日、祝日は除く)

**対象者** 正看護師、准看護師

**募集人数** 若干名

**申し込み** 5月7日(木)～20日(水)までに、履歴書と資格証明書の写しを添えて、かがりの郷へ

### 富田林病院助産師・看護師募集

**職種** 助産師、正看護師(いずれも正規職員)

※勤務形態など詳しくはお問い合わせください。

**申し込み** 電話またはEメールで富田林病院総務課〔☎(29)1121・Eメールjinji@tonbyo.org〕へ

※見学も随時受け付けています。



### 統計調査員を募集

本市では、国勢調査などの国が実施するさまざまな基幹統計調査を実施するために、調査票の配布・回収・点検をしていただく統計調査員を募集しています。基幹統計調査は、年1～2回実施され、調査があるごとに登録された人の中から統計調査員を選任します。

**登録資格** 20歳以上の人 ※職種などにより登録できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**報酬** 調査の種類・件数などにより異なります

**申し込み** 総務課で配布する所定の申込書に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分と同課(内線331、342)へ

※申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「総務課」からダウンロードもできます。



## 国民年金

ご存じですか?

### 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族(配偶者、子など)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

#### ◆死亡一時金の額

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

#### 寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金を請求できません。

①婚姻期間(内縁関係含む)が10年以上継続していた

②夫によって生計を維持されていた

③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と、免除された期間を合算して25年以上ある

④夫が障がい年金や老齢基礎年金を受けたことがない

#### ◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課(内線153、154)



## 税

### 相続税説明会

27年1月の相続税法改正により、相続税の対象となる人が増加します。

将来起こる相続に備えるための説明会を開催します。説明会終了後には個別相談会も実施します。

**とき** 5月15日(金)、午後1時～3時

**ところ** 市役所4階401会議室

**対象者** 市内在住の人

**定員** 50人(当日、直接会場へ)

**参加費** 無料

**問い合わせ** 近畿税理士会富田林支部  
☎(25)6250

### 固定資産税納税通知書を送付

5月1日付で、固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しました。納税通知書の内容について分からないことがあるときは、課税課までお問い合わせください。

課税内容について、納税者からよくいただく質問を次のとおりQ&Aにまとめました。

**Q1** 23年に新築した住宅、または21年に新築した3階建以上の耐火・準耐火住宅の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

**A1** 新築住宅に対して、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したため、本来の税額に戻ったからです。

**Q2** 都市計画道路の見直し(廃止)に伴い、固定資産評価に影響がありますか？

**A2** 固定資産評価上、原則として、当該画地の総地積に占める都市計画道路予定地の地積割合により、減価補正をする場合があります。都市計画道路の見直し(廃止)があった場合には、

この減価補正を見直しすることとなります。例えば、都市計画道路予定地が廃止された場合には、減価補正の対象外となります。減価補正の対象外となることで、固定資産評価額が増加し、結果として固定資産税額が増額することになった場合、大幅な負担増を抑制して段階的に増加させることとなっています。

**Q3** 土地利用に変化なく、評価額も下がっているのに、税額が上がったのはなぜですか？

**A3** 土地の税金に関して、税額の上昇に一定の限度を定め、急激な増額を抑える「税負担調整措置」の変更が原因の一つに考えられます。地方税法の一部改正に伴い、一部地目(住宅用地、市街化区域農地)についてこの限度が引き上げられることになりました。このため、評価額が下がっているにもかかわらず、税額が上がる土地があります。

**Q4** 固定資産税は1月～12月までの税金ですか？4月～3月までの税金ですか？

**A4** 固定資産税は、毎年1月1日の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税として課税する年税です。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められていません。従って、売買時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で案分計算する場合の起点日は、売主と買主の間で話し合ってください。

**Q5** 登記の名義人が亡くなったのですが、どうすればよいですか？

**A5** 土地・家屋の名義人が死亡された場合、法務局で相続登記して名義の変更をしてください。事情により相続登記が遅れる場合は「相続人代表者指定届」を課税課に提出してください。この届けは、法務局への相続登記が完了するまでの間、被相続人(故人)に対する固定資産税の納税通知書などを受領していただくため、相続人のうちから1人を相続人代表者に指定していただくものです。

**問い合わせ** 課税課(内線113～116)

### 固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(火)までに申請していただく必要があります。

①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

**問い合わせ** 課税課(内線113～116)

### 大阪府域地方税徴収機構が設置されます

25年度末の府税および市町村税の収入未済額は約940億円にのぼり、税の滞納圧縮は本市においても差し迫って重要な課題です。そのため、同徴収機構を設置することにより、本市をはじめ府内27市町と府が共同徴収を開始し、より積極的な滞納整理を実施します。

27年5月より、次のような事案を同徴収機構へ引き継ぎます。詳しくはお問い合わせください。

- 長期間納税が滞っている事案
- 納税資力があるにもかかわらず納税がない事案
- 高額のを滞納している事案など

**問い合わせ** 納税課(内線121、123)

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税の納期です				
納付には便利な口座振替のご利用を!				
預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線122)				
◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期	9月	第3期	10月	
第4期	12月	第4期	1月	